

技術資料 1

地球環境問題に対して世界的に関心の高まる中、持続的発展が可能な経済社会の構築が急務になっています。また、循環型社会形成促進基本法、グリーン購入法等の環境保全に関わる法整備並びに環境問題の解決に向けた産・官・学の連携が進んでいます。

日本GRC工業会はこれらの問題解決に向け積極的に取り組んできており、過去「GRCのLCA」についてGRCレビュー第26号(平成13年9月発行)に掲載、また、第14回GRCシンポジウム(平成14年3月6日開催)で発表を行いました。

今回は太平洋セメント(株)より「グリーン購入法とGRC製品へのリサイクル材料の利用促進について」及び日本電気硝子(株)より「リサイクル材料を用いたガラス繊維補強コンクリートの特性」を寄稿いただきました。

グリーン購入法とGRC製品へのリサイクル材料の利用促進について

太平洋セメント株式会社 技術営業部 佐野雅二

1. グリーン購入法とは

平成13年4月1日付で、「国等による環境物品等の調達に関する法律」いわゆるグリーン購入法が施行された。

グリーン購入法とは、循環型社会形成推進基本法(平成12年6月交布)の趣旨に則り、需要側から循環型社会の形成を促進するために、環境に与える負荷の小さい、地球に優しい環境物品等(物品・役務)を国等が優先的に活用することを目的として成立した法律であり、政府レベルのグリーン調達制度としては、欧米の先進諸国にも先立ち、国際的にも初の施行となったものである。

また、グリーン購入法の施行に先立ち、平成13年2月に施行に当たっての基本方針とも言える「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が閣議決定されている。この基本方針は、国(国会、各省庁、裁判所)、政令で定める独立行政法人および特殊法人(これらを総称して「国等」という)における環境物品等の調達の推進に関する基本方針や、国等が重点的に調達すべき物品・役務の種類(特定調達品目)ならびにその判断基準、その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項を定めたものである。

グリーン購入法および「基本方針」では、対象となる調達物品として、平成13年の施行時には、紙類、文具類、機器類、OA機器、家電製品等に加え、建設資材等を含む公共工事など14分野101品目が選定されたが、その後毎年対象分野・品目とも追加され、平成16年度には16分野199品目にまで対象が拡大されている。

また、グリーン購入については表-1に示すとおり、国等に限らず、地方公共団体(都道府県・市町村)にも努力義務が課され、年度調達方針を作成し、その方針に基づいて調達を推進することと規定されているほか、事業者(企業)や一般の国民に対しても、環境物品の選択に努めるよう求めており、最近では国等に準じる形で、調達基準を定め公表する企業も増加してきている。したがって、今後は官公需に限らず建設会社も含む一般企業にも、これらグリーン購入法の調達指針に則った形での資材調達が徐々に浸透していくものと考えられる。

2. 公共工事に関わる特定調達品目と製品分野への展開

グリーン購入法および基本方針で示された公共工事に関わる特定調達物品のうち、GRC製品への採用の可能性が考えられるリサイクル資材としては表-2に示す物があげられる。

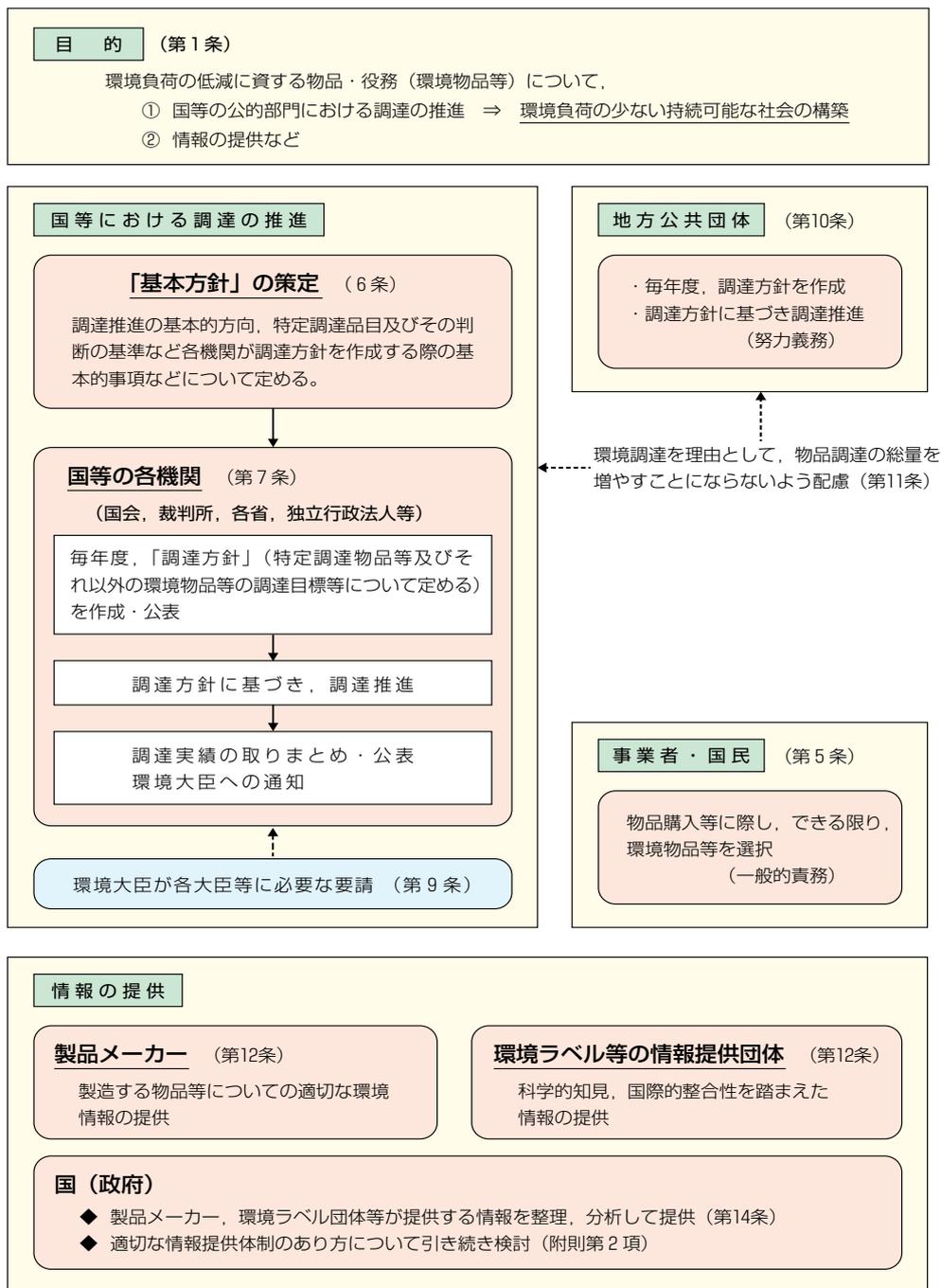
このうち、混合セメントについての判断基準としては、高炉セメントは高炉スラグ混入率30%以上、フライアッシュセメントはフライアッシュ混入率10%以上と規定されていることから、いずれの混合セメントもJIS規格上の区分としてはB・C種を採用することが必要とされている。しかし、高炉セメントB種については全国的に市場に流通しているため、入手することについて特段の問題はないが、フライアッシュセメントB・C種、高炉セメントC種などの混合セメント、ならびにエコセメント、再生骨材、各種スラグ骨材等については、供給状況にかなりの地域格差があるので、採用にあたってはあらかじめ当該地区でのこれらリサイクル資材の供給状況を確認することが重要である。

一方、混合材としての高炉スラグ微粉末などの活用については、現在までのところ特定調達品目としては指定に至っていないが、特定調達品目候補群(ロングリスト)には既に掲載されており、近い将来調達品目として採用される可能性が高いものと想定される。

また、これまで公共工事におけるこれら特定調達品目の利用促進分野としては、河川・港湾構造物、舗装、マスコンクリートなど現場打ちの比較的早期強度が必要とされない土木構造物が主な対象として指定されており、消波ブロックなどを除

いてはコンクリート製品が具体的に調達対象として例示されることはなかった。しかし、平成16年度に特定調達品目として指定されたエコセメントにおいては、調達方針に「側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において、その利用を推進する。」と活用対象として製品分野が明示されるに至っており、今後GRC製品も含めコンクリート製品分野においてもリサイクル材料の利用促進がより一層求められていくものと考えられる。

表一 グリーン購入法の仕組み



表二 公共工事に係る特定調達品目 (抜粋)

| 特定調達品目名 | 分類 | 品目名 | |
|---------|----|--------------|--------------|
| | | 品目分類 | 品目名 |
| 公共工事 | 資材 | コンクリート塊 | 再生骨材等 |
| | | コンクリート用スラグ骨材 | 高炉スラグ骨材 |
| | | | フェロニッケルスラグ骨材 |
| | | | 銅スラグ骨材 |
| | | 混合セメント | 高炉セメント |
| | | セメント | フライアッシュセメント |
| エコセメント | | | |